

平成 21 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社大和証券グループ本社  
代表者名 執行役社長 鈴木 茂晴  
(コード番号 8601 東証・大証・名証 (第 1 部))

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 20 日開催予定の第 72 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 現行第 2 条 (目的) につきまして、平成 20 年 10 月にシステム・リサーチ部門の重要な子会社を中間持株会社化したことに伴い、持株会社の株式又は持分を所有することを新たに追加し、当社が持株会社の事業活動を支配・管理することを明確にするるとともに、所要の整備を行うものであります。
- (2) 平成 21 年 1 月 5 日付で「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が施行され、上場会社の株式が株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されたことに伴い、以下のとおり、定款を変更するものであります。
- ①現行第 6 条(株券の発行)の定めは、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日を効力発生日として廃止する変更決議をしたものとみなされており、それを定款に反映するものであります。
- ②決済合理化法の施行に伴い、現行第 7 条(単元株式数及び単元未満株券の不発行)第 2 項の定めは無効となっており、また、同法附則第 2 条により「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、現行第 8 条(単元未満株式についての権利)及び現行第 11 条(株主名簿管理人)の「実質株主」に係る定めが無効となったことから、関連する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。
- ③株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日まで、これを作成し備え置くこととされているため、附則に所要の規定を新設するものであります。
- ④上記各変更にあわせて、不要な条文の削除及び条数の繰上げを行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線\_\_\_\_\_は変更部分)

現 行	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) 金融商品取引法に規定する金融商品取引業</p> <p>(2) 前号のほか、銀行法に規定する銀行業その他金融に関連する業務</p> <p>(3) 内外経済、金融及び資本市場に関する調査研究及びその受託に係る業務</p> <p>(4) コンピュータによる計算業務の受託に係る業務</p> <p>(5) ソフトウェアの開発及び販売に係る業務</p> <p>(6) 不動産の売買、賃貸借及びその仲介に係る業務</p> <p>(7) <u>貸金業の規制等に関する法律</u>に規定する貸金業</p> <p>(8) 信託業法に規定する信託業</p> <p>(9) 生命保険の募集及び損害保険代理店業務</p> <p>(10) 証券事務処理に係る業務</p> <p>(11) 出版事業、広告代理業、放送事業及びその他の情報サービスに係る業務</p> <p>(12) 教育・文化に係る業務</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 当社は、前項に付帯する業務を営むことができる。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第6条</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">((1) から (6) まで現行どおり)</p> <p>(7) <u>貸金業法</u>に規定する貸金業</p> <p style="text-align: center;">((8) から (12) まで現行どおり)</p> <p><u>(13) 前各号に掲げる業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p>

現 行	変 更 案
<p>(<u>单元株式数及び单元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第7条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2 <u>当社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 单元未満株式の買取請求権その他の会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増請求)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、新株予約権原簿<u>及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(单元株式数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削る)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第7条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>((1) から(4)まで現行どおり)</p> <p>(单元未満株式の買増請求)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

現 行	変 更 案
<p>3 当社の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置く。</p> <p>4 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、執行役が定め、これを公告する。</p>	<p>3 当社の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置く。</p> <p>4 (現行どおり)</p>
<p>(氏名、住所、印鑑等の届出)</p> <p><u>第12条 株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑を当社所定の株主名簿管理人に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 前項の者が外国に居住するときは、日本国内に仮住所又は代理人を定めてこれを届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の事項に変更を生じたときも、同様とする。</u></p>	<p>(削 る)</p>
<p>(定時株主総会及び臨時株主総会)</p> <p>第<u>13</u>条 (略)</p>	<p>(定時株主総会及び臨時株主総会)</p> <p>第<u>11</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第<u>14</u>条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に<u>記載又は記録</u>された株主をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第<u>12</u>条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>
<p>第<u>15</u>条～第<u>44</u>条 (略)</p>	<p>第<u>13</u>条～第<u>42</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>45</u>条 当社の期末配当は、毎年3月31日最終の株主名簿に<u>記載又は記録</u>された株主又は登録株式質権者に対することができる。</p> <p>2 当社の中間配当は、毎年9月30日最終の株主名簿に<u>記載又は記録</u>された株主又は登録株式質権者に対することができる。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>43</u>条 当社の期末配当は、毎年3月31日最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対することができる。</p> <p>2 当社の中間配当は、毎年9月30日最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対することができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p>

現 行	変 更 案
<p>(配当の除斥期間)</p> <p>第<u>46</u>条 (略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(配当の除斥期間)</p> <p>第<u>44</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>

以 上